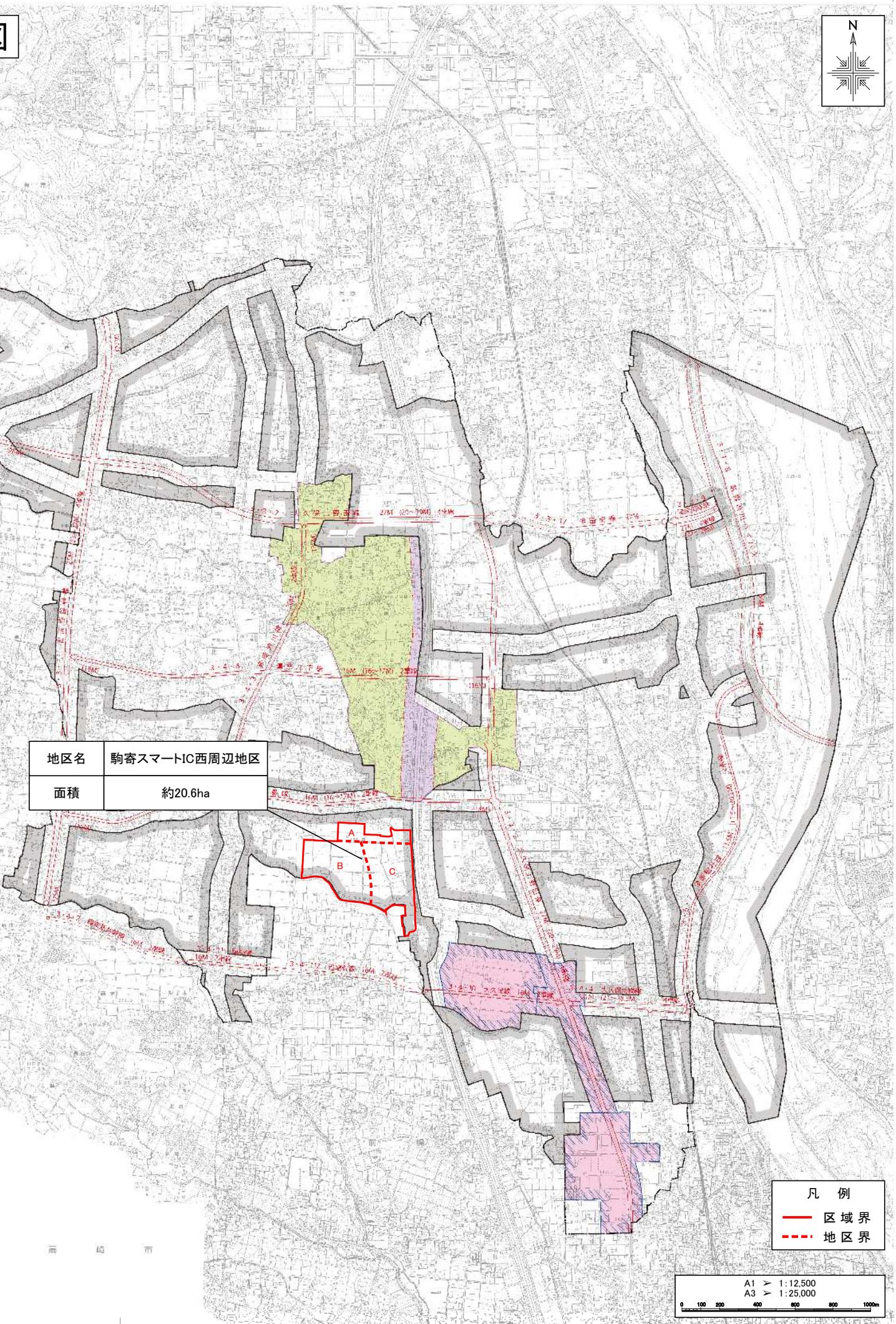
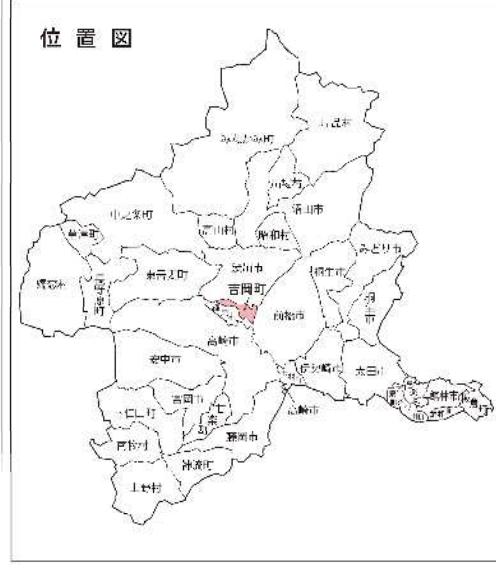


# 総括図



都市計画区域指定	昭和 51 年 3 月 15 日
都市計画区域変更	平成 11 年 8 月 24 日
用途地域決定	昭和 62 年 4 月 1 日
用途地域変更	令和元年 12 月 9 日
都市計画道路決定	昭和 55 年 12 月 2 日
都市計画道路変更	令和 2 年 12 月 4 日
特定用途制限地域決定	令和元年 12 月 9 日
地区計画決定	令和元年 12 月 9 日



用 途 地 域	
種 類	面 積
第二種中高層住居専用地域	約 78.2 ha
近隣商業地域	約 53.4 ha
準工業地域	約 13 ha
合 计	約 144.6 ha

都 市 計 画 道 路			
番 号	名 称	基 本 幅 間(幅員)	車 線 数 延 長
3・3・1	吉岡西部幹線	25M(25~27M)	4 車線 3.140M
3・3・2	大久保上野川線	27M(20~29M)	4 車線 6.520M
3・4・3	高崎熱川線	20M	2 車線 1.520M
3・4・4	大久保常牧線	21M(21~38.3M)	4 車線 650M
3・4・5	宮田大蔵線	16M(16~17M)	2 車線 2.330M
3・4・6	満榮北下線	16M(16~17M)	2 車線 2.270M
3・6・7	漆原総社線	15M(11.5~30.2M)	2 車線 1.910M
3・1・8	前橋川口バイパス	64M	4 車線 2.410M
3・3・9	漆原苗原線	27M(27~29M)	2 車線 2.90M
3・4・10	大久保線	16M	2 車線 740M
3・4・11	陣場線	16M	2 車線 430M
合 计		11 路 線	22.210M

地 区 分 画	面 積
駒寄スマート IC 東周辺地区	約 19.5 ha
新横浜環状古河バイパス沿線地区	約 12.9 ha
既存商業地区	約 21.0 ha

凡 例
種 別
行 政 区 域
都 市 計 画 区 域
用 途 地 域
都 市 計 画 道 路
特 定 用 途 制 限 地 域
城 区 計 画
月 途 地 域 分 画
建 て き 率
容 て き 率

第一種中高層住居専用地域	63	200
近隣商業地域	80	200
準工業地域	60	200
既存商業地区	70	200

令和元年12月9日印 沢地地区区分表

計画図(地区計画)

駒寄スマートIC西周辺地区

大字南下

24  
25  
23

28  
29  
27

4  
5  
6

7  
8  
9

10  
11

12  
13

14  
15

22  
21  
20

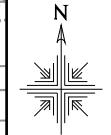
B

C

前橋市

地区名	駒寄スマートIC西周辺地区
面積	約 20.6 ha

前橋市



大字大久保

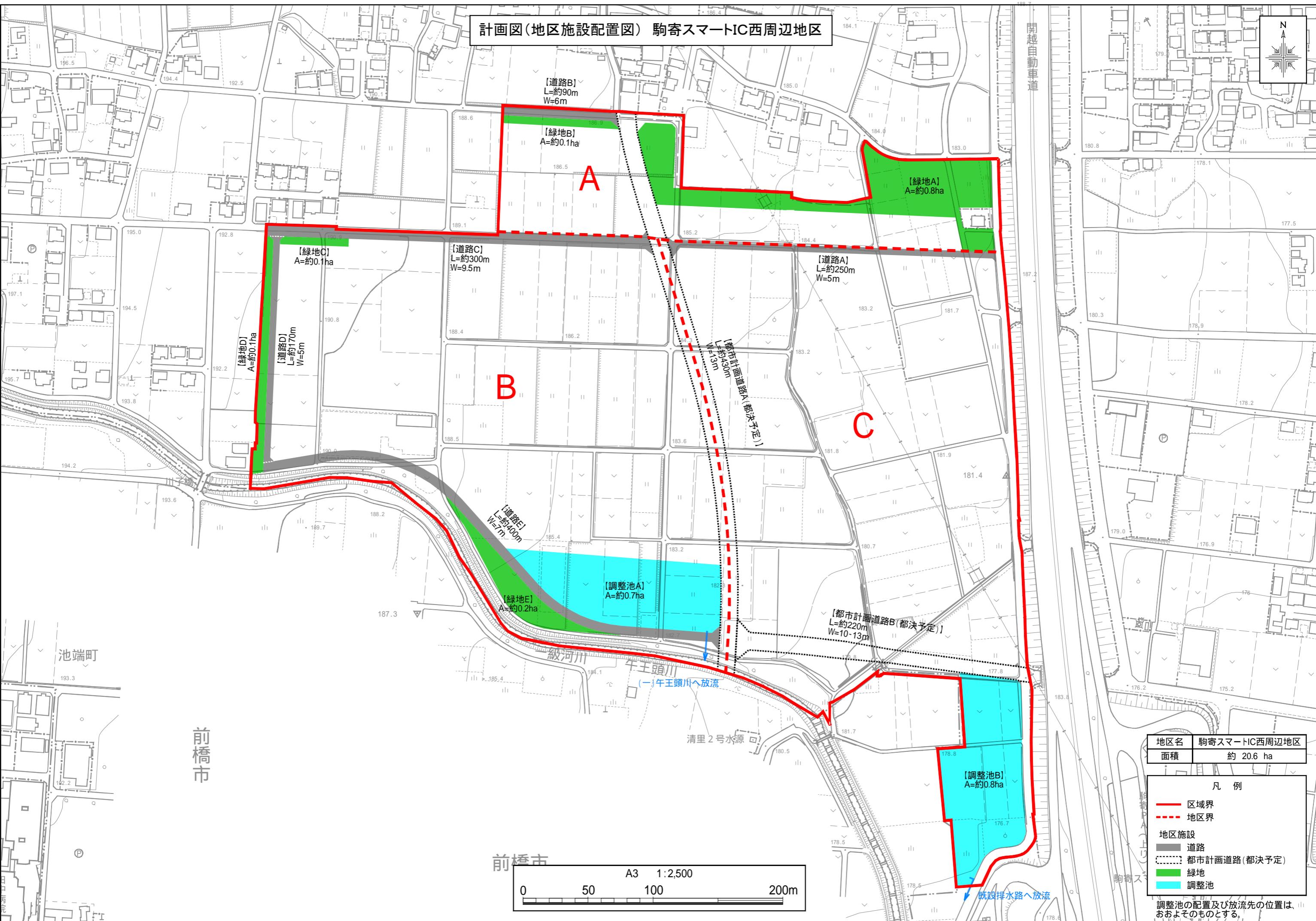
凡例  
区域界  
地区界  
都市計画区域界  
字界

番号	区域界名称
1~2	道路端(北側)
2~3	道路端(東側)
3~4	筆界
4~5	道路横断
5~6	道路端(東側)
6~7	道路端(南側)
7~8	道路横断
8~10	道路端(東側)
10~11	道路横断
11~12	道路端(東側)
12~13	道路横断
13~14	道路端(東側)
14~15	道路横断
15~16	道路端(東側)
16~17	道路横断
17~18	筆界
18~20	都市計画区域界
20~21	河川横断
21~22	道路横断
22~23	筆界
23~24	道路横断
24~25	道路端(北側)
25~26	都市計画公園界
26~27	計画道路端(北側)
27~1	計画道路端(東側)

番号	地区界名称
9~28	計画道路端(北側)
19~29	都市計画道路池端南下線中心

A1 > 1:1,250  
A3 > 1:2,500  
0 10 20 40 60 80 100m

計画図(地区施設配置図) 駒寄スマートIC西周辺地区



## 吉岡都市計画地区計画の決定（吉岡町決定・案）

駒寄スマートIC西周辺地区地区計画を次のように決定する。

名 称	駒寄スマートIC西周辺地区地区計画		
位 置	吉岡町大字南下及び大久保の各一部		
面 積	約20.6ヘクタール		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、関越自動車道駒寄スマートICの北西部に位置し、(一) 南新井前橋線バイパスに近接する交通利便性の高い地区である。</p> <p>本地区においては、適正かつ合理的な土地利用を推進することにより、産業団地としての良好な環境を形成し、及び維持するとともに、周辺環境との調和を図る。</p>	
	土地利用の方針	<p>周辺環境との調和を図りながら、産業団地としての良好な操業環境を保全するため、適正かつ合理的な土地利用を誘導する。</p>	
	地区施設の整備方針	<p>産業団地造成事業により整備する区画道路や公園を地区施設として定め、その機能の維持及び保全を図る。</p> <p>また、区域内に調整池を配置し、新規開発を原因とする排水の流出量の増加により下流域に新たな負荷を与えないよう、排水の流出増に係る対策を行う。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>産業団地としての良好な操業環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の高さの最高限度の設定、敷地面積の最低限度の設定、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を定める。</p>	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路A	W = 5m L = 約250m
		道路B	W = 6m L = 約90m
		道路C	W = 9.5m L = 約300m
		道路D	W = 5m L = 約170m
		道路E	W = 7m L = 約400m
		緑地A	A = 約0.8ha
		緑地B	A = 約0.1ha
		緑地C	A = 約0.1ha
		緑地D	A = 約0.1ha
		緑地E	A = 約0.2ha
	建築物等に関する事項	調整池A	A = 約0.7ha
		調整池B	A = 約0.8ha
	建築物等の用途の制限	地区の区分	名称
			A地区
		面積	B地区
			C地区
		<p>1 用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) カラオケボックスその他これに類するもの            (2) 巡査派出所、郵便局その他これらに類するもの            (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの            (4) 公衆浴場</p>	

		<p>(5) 診療所、保育所その他これらに類するもの（就業者の福利厚生のための附帯施設として設置されるものを除く。）</p> <p>(6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 畜舎</p> <p>(9) 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の2の2に定める処理施設の用途に供する建築物</p> <p>(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに該当する営業の用に供するもの</p> <p>2 A地区及びB地区にあっては、第1項の規定による用途の制限に加え、次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（る）の項第1号及び第2号に掲げる建築物の用に供するもの</p> <p>(2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条に規定する特定施設（空気圧縮機及び送風機を除く。）を扱う工場</p> <p>(3) 振動規制法（昭和51年法律第64号）第2条に規定する特定施設（圧縮機を除く。）を扱う工場</p>		
	建築物の高さの最高限度	15メートル	25メートル	
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000平方メートル	3,000平方メートル	
	建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、15メートル以上でなければならない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、10メートル以上でなければならない。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の外壁及び屋根については、刺激的な色彩及び装飾を避け、美観、風致を損なわないようなものとし、周囲と調和を図るよう努めるものとする。		
	かき又はさくの構造の制限	道路境界線から3メートル以内に設置するかき又はさくについては、街並みの美観や歩行者の安全面の確保を図るため、生垣、フェンス等の透視可能なものとする。ただし、前面道路の路面の中心からの高さが0.6メートル以下の部分については、この限りでない。		
	土地の利用に関する事項	建築物の敷地（のり面の部分を含む。）面積の10パーセント以上の緑地等を確保するものとする。		
	備考	地区整備計画のうち建築物等に関する事項については、吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年吉岡町条例第47号）の規定により町長が許可した建築物及びその敷地に対しては、適用しない。		

「区域は計画図表示のとおり」

#### 理由

本地区は、関越自動車道駒寄スマートICの北西部に位置し、(一) 南新井前橋線バイパスに近接する高速交通網へのアクセス性に優れた約20.6ヘクタールの区域である。

吉岡町都市計画マスターplanにおいては、工業誘致エリアに位置付けられ、企業立地に向けた環境整備を進め新たな工業機能の集積を誘導することとなっている。

地区内において新たな産業団地造成の実施が確実となったことから、本地区の用途地域を工業専用地域に指定すると同時に、良好な操業環境の形成を図るとともに産業団地としての適正な土地利用を推進し、及び産業団地周辺の住環境を保全するため、地区計画を決定する。